

青森県災害救助法施行細則 新旧対照表

現 行	改 正 案
第 7 号様式（第 9 条関係）（裏） 従事令書の交付を受けた者の心得 1 ～ 4 略 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第 3 2 条の規定により 6 月以下の<u>懲役</u>又は 3 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処せられる。	第 7 号様式（第 9 条関係）（裏） 従事令書の交付を受けた者の心得 1 ～ 4 略 5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第 3 2 条の規定により 6 月以下の<u>拘禁刑</u>又は 3 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処せられる。